

臨海副都心における脱炭素技術を活用したアーバンファーマーミング事業
補助金交付要綱

令和 8 年 10 月 8 日付 8 港臨企第 286 号

(通則)

第 1 条 臨海副都心における脱炭素技術を活用したアーバンファーマーミング事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行についての通達（昭和 37 年 12 月 11 日 37 財主調発第 20 号）に定めるもののほか、この要綱（以下「本要綱」という。）の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、臨海副都心における脱炭素技術を活用したアーバンファーマーミング事業公募要領（以下「公募要領」という。）に基づき、採択された運営事業者が行う事業を対象に、当該事業の立ち上げに要する経費を補助することにより、臨海副都心における脱炭素技術を活用したアーバンファーマーミング事業（以下「本事業」という。）を通じて臨海副都心のまちの魅力向上に繋げることを目的とする。

(定義)

第 3 条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「補助事業」とは、公募要領に基づき、採択された運営事業者が実施するアーバンファーマーミング事業をいう。
- (2) 「コンソーシアム」とは、公募要領で規定される条件を満たす、代表事業者と 1 社又は複数社の連携事業者で構成されるグループをいう。
- (3) 「運営事業者」とは、公募要領に基づき本事業に応募し、提案が採択された事業者（コンソーシアムが応募し、採択された場合は、当該コンソーシアム）をいう。
- (4) 「補助事業者」とは、公募要領に基づく運営事業者（コンソーシアムの場合は、第 2 号様式別紙 2 により委任を受けた事業者）かつ補助を受ける意思があるものをいう。

(補助事業者の要件)

第 4 条 本要綱に基づく補助金の交付対象となる補助事業者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条の規定に該当する中小企業であること。ただし、次のいずれかに該当する中小企業を除く（本事業における大企業とは、常時雇用する従業員数が 2,000 人を超える事業者とする）。
 - ア 同一の大企業が、株式を 1/2 以上所有している。
 - イ 複数の大企業が、株式を 2/3 以上所有している。

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 1/2 以上を占めている。

エ ア～ウに該当する企業が、株式の全てを所有している。

オ ア～ウに該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の全てを占めている。

- (2) 日本国内に拠点を有していること。
- (3) 補助事業を予定の期間内に完了できる能力を有していること。
- (4) 補助事業の実施期間中は、事業の実施に関し、国や他自治体(東京都の他部署を含む。)から同一の目的、実施内容及び対象経費に関して委託や助成を受けておらず、今後も受けない予定であること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 反社会的勢力又はそれに関わる者との関与がないこと。
- (9) 法令等若しくは公序良俗に反していない又は反するおそれがないこと。
- (10) 東京都からの指名停止措置を受けている者でないこと。
- (11) 税金の滞納をしていないこと。
- (12) 過去の業務その他の事情において、東京都が補助にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。
- (13) 代表事業者が連携事業者とコンソーシアムを組成し、共同で事業を実施する場合には、連携事業者も上記の(2)から(12)までの事項を満たすこと。

2 この補助金は、前項の要件を満たす補助事業者に対して交付する。

(補助対象経費)

第 5 条 補助事業に要する経費のうち、補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の内容及び補助率については、別表のとおりとする。補助対象経費は、第 7 条による補助金の交付決定の日から令和 10 年 2 月末日までの間(以下「補助対象期間」という。)に、契約から支払までの一連の手続が完了したものとする。

2 補助事業者は、やむを得ない事情等により、第 7 条による交付決定以前に事業を開始する必要がある場合は、別紙「臨海副都心における脱炭素技術を活用したアーバンファーマーミング事業補助金事前着手申請に係る取扱いについて」に基づき、第 1 号様式による事前着手申請書に必要な書類を添えて知事へ提出しなければならない。

3 前項の規定に基づき補助金の交付決定前に事業に着手した場合の経費は、補助対象経費として、第 6 条第 1 項の規定に基づき、補助金の交付申請を行うことができる。なお、第 1 号様式を提出する必要がある場合は、あらかじめ東京都及びその支援事業者と協議しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、知事が定める期日までに、第2号様式による補助金交付申請書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額の全額を補助対象経費から除外して交付申請を行うことができる。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認める場合には、補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項により補助金の交付を決定したときは、補助事業者に対し、第3号様式による補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）をもって、速やかに補助金の交付の決定を通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の交付決定を行うにあたっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

4 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 前条第3項の規定により補助対象経費から消費税及び地方消費税相当額を除外して交付申請がなされた場合には、第3項及び第4項の規定は適用しない。

6 知事は、交付の決定に当たり、補助事業者に対し、必要に応じて条件を付することができる。

7 補助金の交付決定の額は、第5条の規定により算出する額又はその補助金交付申請額のいずれか低い額とする。

(申請の撤回及び事情変更による決定の取消等)

第8条 補助事業者は、前条の交付決定後、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付申請を撤回するときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、第4号様式による辞退届を知事に提出しなければならない。

- 2 前項に規定するほか、交付申請後、交付の決定前に申請を取り下げようとするときは、遅延なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、交付決定後において、特別の事情が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 4 前項の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- 5 知事は、第3項の規定による補助金の交付決定の取消を決定した場合は、速やかにこの決定の内容を補助事業者へ通知するものとする。
- 6 知事は、第3項の規定による補助金の交付決定の取消により特別に必要なになった事務及び事業に対しては、補助事業者と協議の上、次に掲げる経費に係る補助金を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る機械、器具及び構築物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 7 前項の補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第3項の規定による取消に係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

(重複受給の禁止)

第9条 補助事業者は、補助事業について複数の補助金を重複して受給することはできない。ただし、東京都、東京都の政策連携団体、国、道府県、区市町村が実施する他の補助事業等と対象経費を明確に区分できるものについては、この限りでない。

(補助事業の内容の変更等)

- 第10条 補助事業者は、令和16年(2034)年度以降も事業を延長しようとするときその他補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ第5-1号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- 2 補助事業者は、補助事業を中止(廃止)しようとする場合は、あらかじめ第5-2号様式による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 第1項及び第2項の承認に当たっては、知事は必要に応じて条件を付し、又はこれを変更することができる。
 - 4 補助事業者は、代表者等(名称、所在地、代表者名等)の変更をしたときは、第5-3号様式による変更届を速やかに知事に提出しなければならない。
 - 5 知事は、第1項、第2項に規定する様式の提出を補助事業者から受け、その内容を承認する場合は、第5-4号様式をもって補助事業者へ承認を通知する。

(遅延・事故等の報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は、補助事業において事故等が発生したときは、速やかに東京都及びその支援事業者
に報告するとともに、第 6 号様式による遅延（事故）報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

2 コンソーシアムにより補助事業を実施する場合における第 1 項の報告及び様式の提出は、
代表事業者が行うものとする。

(成果報告及び状況報告)

第 12 条 補助事業者は、事業期間において各年度の 3 月上旬までに年度ごとの成果報告書を
知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者に対
して補助事業等の遂行の状況に関し報告を求めることができる。

3 コンソーシアムにより補助事業を実施する場合における第 1 項の成果報告書の提出及び
前項の報告は、代表事業者が行うものとする。

(遂行命令)

第 13 条 知事は、前条の規定による報告、第 26 条の規定による調査等により、補助事業が交
付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業
者に対し、これらに従って補助事業を遂行するよう命じることができる。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事はその者に対し当該補助事業の一時停
止を命じることができる。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、交付決定通知書に記載された補助対象期間が終了したときは、速や
かに第 7 号様式による補助事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を知事に提出し
なければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額
が明らかな場合には、これらを補助対象経費の額から控除して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第 6 条第 3 項の規定により補助対象経費から消費税及び地方消費税相当
額を除外して交付申請がなされた場合、前項の規定にかかわらず、補助対象経費に含まれ
る消費税及び地方消費税相当額の全額を補助対象経費から除外して実績報告を行うことが
できる。

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときはその内容を審査すると
ともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象経費の支出を適正と認
めたときは、交付決定に係る補助金交付予定額の範囲内で補助金の額を確定する。ただし、

補助金の額は、第5条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

- 2 知事は、第1項の規定による調査の結果、実績報告書の報告内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認める場合は、当該補助事業者についてこれに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 前項の命令により補助事業者が必要な処置を講じたときは、前条の規定を準用し、速やかに実績報告書を知事に再提出しなければならない。
- 4 知事は、交付すべき補助金の額を確定したときは、当該補助事業者には第8号様式による補助金額確定通知書をもって通知する。

（補助金の支払）

- 第16条 補助金は、前条により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部の経費を概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、第9-1号様式又は第9-2号様式による補助金請求書を速やかに知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第17条 補助事業者は、第14条の規定による実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、第10号様式による仕入控除税額報告書を速やかに知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - 3 補助事業者が、第14条第3項の規定により補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額の全額を補助対象経費から除外して実績報告を行った場合には、第1項及び第2項の規定は適用しない。

（決定の取消）

- 第18条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことができる。
- (1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。
 - (2) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
 - (4) 事業活動の実態がないと認められるとき。
 - (5) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であることが判明したとき。

(6) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。

(7) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき。

(8) その他、都が補助事業として、又は補助金の交付先として不適切と判断したとき。

2 前項の規定は、第 15 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による取消をした場合には、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助事業者へ補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 知事は、第 15 条に規定する補助金の額を確定した場合において、すでに補助事業者へその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

3 知事は、補助事業の実施により、事業期間内に利益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、別表に定めるところにより算定した納付額の納付を求めることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第 20 条 知事は、第 18 条及び第 19 条の規定により、補助事業者に対し補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命じたときは、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合はその後の期間においては既返納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満は除く。）を納付させなければならない。

2 前項において補助金の返還を命じられた者が、納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（補助金返還金及び違約加算金の合計額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満は除く。）を納付しなければならない。

3 知事は、前 2 項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金を免除又は減額することができるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第 21 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

- 2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第22条 知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができるものとする。

(補助金の経理)

第23条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を事業期間の終了日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了後、知事が求めた場合は、前項の書類について公開しなければならない。この場合において、公開期限は事業期間の終了日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(財産の管理及び処分)

第24条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）を事業期間の終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、財産について、台帳を設けてその管理状況を明らかにするものとし、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適正な会計処理を行わなければならない。
- 3 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用を増加した次に掲げる財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、第11号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）で準用する、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 知事は、取得財産の処分を承認する場合及び取得財産を処分したことにより収入があった場合は、前項の承認をした補助事業者に対し、補助金に相当する額を限度として、収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

(権利義務の承継等)

第25条 補助事業者は、補助事業に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の承認については、第 10 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

(職員の調査等)

第 26 条 知事は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他の物件について、立入調査をし、又は報告を求めることができる。

(非常災害の場合の措置)

第 27 条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。

(情報管理及び秘密保持)

第 28 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理を行うものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち、連携事業者、その他の第三者の秘密情報（連携事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むが、これらに限定されない。）については、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を外部の事業者等に行わせる場合には、外部の事業者等にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者、連携事業者又は外部の事業者等の役員又は従業員による情報漏えい行為についても、補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(委任)

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項及び第 3 項については、令和 8 年 10 月 8 日から施行する。

別表（第 5 条、第 19 条関係）

1 第 5 条関係

(1) 補助金の額

知事が補助事業者に交付する補助金の額は、下表のとおりとする。

	(補助割合)	(要件)
補助金の額	補助対象経費の 2 分の 1 以内 (1 千円未満端数切捨て)	本要綱第 4 条第 1 項に規定する中小企業であること
	補助対象経費の 3 分の 2 以内 (1 千円未満端数切捨て)	補助事業者が本要綱第 4 条第 1 項に規定する中小企業かつ一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会の会員（正会員及び特別会員）を含むコンソーシアムの構成員であること
補助限度額	1 億円	
補助対象期間	要綱第 7 条による補助金の交付決定日から令和 10 年 2 月末日まで	

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、以下の条件に適合し、かつ「3 補助対象経費一覧」記載のものとする。

条 件	(1) 本事業を実施するための直接的かつ必要最小限の経費 (2) 補助対象期間内に契約、取得、実施、支払が完了する経費 (3) 補助対象の用途、単価、規模等の確認が可能、かつ本事業に係るものとして明確に区分できる経費 (4) 財産取得に該当する場合は、補助事業者に所有権が帰属するものに関する経費 (5) 補助事業者が負担し、かつ支払う経費
備 考	補助対象経費の算出にあたっては、補助対象期間終了後の実績額と大きな差額が生じないように、実行可能性を十分に検討すること。

(3) 補助対象経費一覧

経費区分	内容
設計・施工費	・ 土木・建築工事費及びこれらに付帯する電気工事等を行うための費用

機械・設備等費	・ 機械装置・その他備品の製作、購入又は借用に要する費用
外注・委託費	・ 設計・施工、機械・設備等の構築、制作等を行う際に、運営事業者で直接実施することが困難、又は適当でないものについて、外部の事業者等へ委託する場合に要する費用
(補助対象とならない経費の例) ・ 施設の運営に必要な各種経費（人件費、電気料金、上下水道利用料、燃料費等） ・ データ収集・分析に必要な費用 ・ 生産品の活用に係る経費（補助事業の立ち上げに必要と認められる経費を除く） ・ 賑わい創出活動の企画・実行に必要な経費（補助事業の立ち上げに必要と認められる経費を除く） ・ 構築した施設・設備の撤去、廃棄、原状回復費用	

2 第 19 条関係

(1) 納付額の算定式

納付額は、以下の式により算定する。ただし、算定された納付額がゼロ又は負の値の場合は、納付額はゼロとする。

算定式	納付額＝（収益（A）－控除費用（B））×（補助金額（C）÷補助対象経費（D））	
用語の定義	収益（A）	生産物の販売、賑わい創出活動その他補助事業の実施により得る収入から、当該収入を得るに要した額のうち補助対象経費以外の額を控除した額（事業期間を通じた累計額）
	控除費用（B）	補助対象経費のうち補助事業者が自己負担によって支出した額（事業期間を通じた累計額）
	補助金額（C）	第 16 条の規定により補助事業者を支払われる額から、第 17 条、第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定により補助事業者から返還される額を控除した額
	補助対象経費（D）	第 15 条の規定により都が認める補助対象経費の額

臨海副都心における脱炭素技術を活用したアーバンファーマーミング事業
事前着手申請に係る取扱いについて

臨海副都心における脱炭素技術を活用したアーバンファーマーミング事業補助金（以下「補助金」という。）について、本事業に係る交付決定前の契約締結等の行為を行い、支出される経費については、以下に定めるところにより、取り扱うものとする。

1. 事前着手について

- (1) 事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。
- (2) 補助事業者は、やむを得ない理由等により補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、次のア～オの条件を承諾のうえ、事前着手申請書（第1号様式）を東京都へ提出するものとする。

ア 事前着手申請が承認された場合であっても、補助金の交付決定を約束するものではないこと。

イ 諸般の事情から東京都が補助金を交付しない場合や減額する場合においても、異議を申し出ないこと。

ウ 交付決定前に天災地変等の事由によって損失が生じた場合や、補助金の交付が認められなかった場合には、全額自己負担により原状復旧を行うこと。

エ 事前着手申請より以前に着手したものについては、いかなる理由があろうとも、補助対象経費として認められないこと。

オ 事前着手申請から交付決定を受けるまでの期間内においては、東京都が承認した場合を除き、事業の計画変更を行わないこと。